

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	大和高田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/seido-hoki/dokujiriyoujimu-todokede.html

執行機関名 大和高田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)による児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)第4条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)による児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第1条	大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもを養育している者に対し、当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もって子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範		大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号) 大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号) 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号) 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号) 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)第5条 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号)第5条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費助成を行う資格証明書(医療証)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)第3条第2項第3号及び第4号 大和高田市心身障害者医療費助成条例(平成8年条例第33号)第2条第1項第3号及び第4号 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)第3条の2第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該対象者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--